

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 令和七年度県統計調査の実施 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 〃 〃 指定障害福祉サービス事業者の指定 〃 〃 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録	水産課		○ 公共測量の実施 【監査委員】 ○ 外部監査人補助者の告示 【正誤】 ○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正の正誤 ○ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例の正誤 ○ 岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の正誤 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則の正誤 ○ 許可可事務等標準処理期間要綱の一部改正の正誤 ○ 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則の正誤 ○ 岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の正誤 ○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則の正誤 （以上県例規集登載）	監理課 監査事務局 総務学事課
	統計分析課			
	健康推進課			
	指導監査課			
	〃			
	〃			
	〃			
	〃			
	子ども家庭課			
	〃			
	道路整備課			
	危機管理課			
	治山課			

◎岡山県規則第四十八号

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和六年三月三十一日」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）第七条第二項に規定する日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百八十四号

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

外国人ＩＴ人材の雇用に係るアンケート調査

2 目的

県内における外国人ＩＴ人材の雇用に係るアンケート調査を行い、人手不足及び高度人材の確保についての現況及び支援ニーズを把握し、総合的・効果的な支援策検討の基礎資料として活用する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

一般社団法人システムエンジニアリング岡山の会員企業

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(1) 事業所の基本情報

(2) 外国人材の現在の雇用状況

(3) 外国人ＩＴ人材の採用意向

(4) 外国人材（ＩＴ人材を含む。）の雇用における課題

(5) 外国人ＩＴ人材の受入れに関する支援ニーズ

2 その基準となる期日又は期間

令和七年五月一日

四 報告を求める者

九十二団体

五 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査

六 報告を求める期間

令和七年六月三日から同月十六日まで

七 実施部課名

産業労働部産業振興課

◎岡山県告示第二百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和七年六月三日

指定を辞退した医療機関 名称	所在地	岡山県知事
高橋薬局	津山市加茂町桑原七〇―一	伊原 木 隆 太

辞退年月日
令和七年三月三十一日

◎岡山県告示第二百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- 多機能型事業所 あおば
- 2 所在地
- 勝田郡奈義町豊沢六〇〇番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 株式会社いろ葉
- 2 主たる事務所の所在地
- 勝田郡奈義町豊沢六〇〇番地
- 三 指定年月日
- 令和七年六月一日
- 四 事業所番号
- 三三五三六〇〇〇九五
- 五 サービスの種類
- 保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションこすもす

2 所在地

美作市東青野八四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ハピニティー株式会社

2 所在地

美作市川上三〇番地一

三 指定年月日

令和七年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇九八二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第二百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
令和七年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称
 - 2 ストライブワークス訪問介護事業所
- 2 所在地
 - 赤磐市町苅田二九七一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称
 - 2 ストライブ合同会社
- 2 所在地
 - 赤磐市町苅田二七一
- 三 指定年月日
 - 令和七年六月一日
- 四 介護保険事業所番号
 - 三三七二二〇一五六〇
- 五 サービスの種類
 - 訪問介護

◎岡山県告示第二百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 みつはステーション
 - 2 所在地 苫田郡鏡野町市場一番地一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 合同会社さち
 - 2 主たる事務所の所在地 真庭市岡七六番地
- 三 指定年月日 令和七年六月一日
- 四 事業所番号 三三一三五〇〇〇九六
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第二百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ツバメ
 - 2 所在地 小田郡矢掛町小林一二六番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 合同会社 u n e
 - 2 主たる事務所の所在地 小田郡矢掛町小林一二六番地
- 三 指定年月日 令和七年六月一日
- 四 事業所番号 三三一二八〇〇一一七
- 五 サービスの種類 就労継続支援B型

◎岡山県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

n a t u r a l S m i l e

2 所在地

玉野市築港二丁目一四―七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社自然共生

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区錦町一―一五

三 指定年月日

令和七年六月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五八九

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 えがおのさと
 - 2 所在地 苫田郡鏡野町市場一番地一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人むすびこぶ
 - 2 主たる事務所の所在地 美作市林野三四二番地
- 三 廃止年月日 令和七年五月三十一日
- 四 事業所番号 三三一五〇〇二三九
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第二百九十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和七年六月三日

番号	図 書 名	著 者	作・絵	図 書 知 事 伊 原 木 隆 太 発 行 所	対 象
1	シートベルト・ムギュー	いしあい つるえ	作・絵	ニコソ	幼児 児
2	くろいへんなやつ	こがねまるやまと ていーこ	作	主婦の友社	幼児 児
3	いじめ、みちやった！	和久田 学	作	世界文化社	小学生（低）
4	空はみんなのもの	イモカワユウとイモカワチヒロ 公益社団法人子どもの発達科学研究所 ジヤソニ・ロダリー	絵 監修 文	ほるぷ出版	”
5	おさるのしま	関口 英子 荒井 良二	訳 絵	講談社	小学生（中）
6	ホタルの光をつなぐもの	いとう ひろし 福岡 伸一 五十嵐 大介	作・絵 文 絵	福音館書店	小学生（中）
7	もし、自分の居場所がない気がしたら	日本児童文学者協会 田中 海帆	編	偕成社	小学生（高）
8	地図にないお店 純喫茶クライ	吉田 桃子	著	岩崎書店	”
9	もしも明日、ぼくの足がなくなったら	舟崎 泉美	著	G a k k e n	”

◎岡山県告示第二百九十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和七年六月三日

		岡山県知事		伊原 木 隆 太	
番号	種 別	名 称	発 行 者 等		
1	雑 誌	世界一のAVマガジンFANZA 2025年6月号	ジーオーテ		
2	”	DVDBug Bug VOL.44	辰 巳 出 版		
3	”	TOKYO GALs COLLECTION BEST vol. 30	大 洋 図 書		
4	”	花と蜜SP VOL. 60	大 洋 図 書		
5	”	よろめき艶SP vol. 34	大 洋 図 書		

◎岡山県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	県道	区 間	供用開始年月日
路線名	美作奈義線	勝田郡奈義町柿字西野四番一地先から 勝田郡奈義町広岡字堤ノ内七九三番地先まで	令和七年六月三日
	百々櫛村線	久米郡美咲町行信字福谷一三番九地先から 久米郡美咲町行信字福谷二五番二地先まで	

〔二四九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業通信基盤整備工事（以下「本件工事」という。）

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 他

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

入札に参加することができる者は、共同企業体（2者で構成するものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。

イ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）第7条の規定により電気通信工事に係る入札参加資格を有すると認められる者であること。

ウ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

オ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、法第27条の23第2項

に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効であること。

キ 競争参加資格の確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値（電気通信工事に限る。）が800点以上である者であること。

ク 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（電気通信工事に係るものに限る。）を有していること。

ケ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

コ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（ロ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ハ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

サ 岡山県が発注した電気通信工事のうち、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が70点未満でないこと。

シ 本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社エイト日本技術開発中国支社をいう（スにおいて同じ。）。

ス 本件工事に係る設計業務等の受託者と資本面又は人事面において次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

（イ）当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（ロ）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
セ 当該共同企業体への出資比率が30パーセント以上であること。

ソ 本件工事について2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

（2）共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。

イ 平成22年度以降に元請負人として、多重無線設備の新設又は更新工事（平成22年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体の代表者として施工したものであり出資比率が20パーセント以上のものであること。

（3）配置予定技術者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。なお、競争参加資格の確認申請を行う時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の技術者（共同企業体の代表者が配置する監理技術者については3名までとし、その他の構成員が配置する主任技術者についても3名までとする。）を配置予定技術者として競争参加資格の確認申請を行うことができる。なお、この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事請負契約に係る議会の議決の時機までに特定すること。

ア 本件工事の工事現場に、法第26条に規定する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置することができること。なお、監理技

術者は共同企業体の代表者が配置し、主任技術者はその他の構成員が配置すること。また、本件工事には、法第26条第3項ただし書に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することはできない。

イ 本件工事の競争参加資格の確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。

ウ 監理技術者は、電気通信工業業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

エ 監理技術者は、平成22年度以降に、多重無線設備の新設又は更新工事（以下エにおいて「同種工事」という。）の現場設置の工事（平成22年度以降に受注したものに限る。）を施工した経験を有しているものであること。ただし、工場製作と現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入及び仮設工事等を含む。以下同じ。）において異なる監理技術者を配置する場合は、工場製作に係る監理技術者にあつては同種工事の現場設置の経験は要しない。なお、工場での製作過程において同一工場内では他の同様の工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合において、工場製作のみが行われている期間は、専任であることと要しない。また、本件工事は、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならない工事であり、現場施工の着手は、令和8年3月下旬以降を予定していることから、工場製作と現場施工で異なる監理技術者等を配置する場合であつて、現場施工に係る監理技術者等が競争参加資格の確認申請時において他の工事に監理技術者等として従事中のときは、従事中の工事に係る工期の終期が令和8年3月20日以前である場合に限る。配置予定技術者とすることができる（実施工程については、本件工事に係る請負契約の締結後に請負者が定め、適正に技術者を配置すること。））。なお、工場製作と現場施工で同一の監理技術者等を配置する場合においては、競争参加資格確認申請時において他の工事に従事中の監理技術者等は、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされる工事である場合は従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前であるとき又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかであるとき、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされない工事である場合は従事中の工事に係る工期の終期が令和8年3月20日以前であるとき限り、配置予定技術者としてすることができる。

オ 法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置している営業所技術者又は特定営業所技術者ではないこと。

カ 他の工事に同一の技術者を配置予定技術者として競争参加資格の確認申請を行った場合（複数の技術者を配置予定技術者として競争参加資格の確認申請を行った場合において、エに掲げる日までに監理技術者等が専任で配置できる場合を除く。）において、他の工事について先に落札決定があつた場合は、配置予定技術者としてできない。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)イの資格を得ていないものは、令和7年6月23日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に「政府調達に関する協定の適用を受ける令和7年度岡山県建設工事の一般競争入札参加資格審査申請について」（<https://www.pref.okayama.jp/page/656715.html>）に基づき、申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。
<https://www.pref.okayama.jp/page/656715.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県土木部監理課建設業班（岡山県庁6階）
電話（086）226－7463

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県危機管理課（岡山県庁2階）
電話（086）226－7293

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和7年6月3日（火）午前10時から同年7月31日（木）までに入札情報公開システム（<https://www.e-okayama.telbs.jp/>）からダウンロードすること。ただし、設計図書については、令和7年6月3日（火）から同年7月31日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時（同年6月3日（火）においては午前10時）から午後4時まで、次の場所で配布する。

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課（岡山県庁2階）

電話（086）226－7293

(3) 入札書及び入札価格の内訳書の提出方法等

ア 提出期間

令和7年8月1日（金）午前9時から午後4時まで
ただし、郵送若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）による場合の受領期限は、同年7月31日（木）午後4時とする。

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課（岡山県庁2階）

電話（086）226－7293

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

令和7年8月1日（金）午後4時30分

イ 開札の場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁本庁舎地下1階B02会議室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格の確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を令和7年6月3日（火）から同年7月3日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時（同年6月3日（火）においては午前10時）から午後4時までに、入札説明書に定める技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を令和7年7月16日（水）から同年8月1日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までに4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に
応じ、次の評価項目及び評価基準により加算点を与える。なお、標準点は100点（岡
山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）に定め
る調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る額の入札価格で入札を
行った者については、55点）とし、加算点の最高得点数は45点とする。総合評価は、
標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」
という。）をもって行う。

評価項目	評価基準	配点
品質管理に係る技術 的所見	具体的な品質管理方法が適切であり、工夫が見られ る。	12
施工に関する課題に 係る技術的所見	具体的な施工計画が的確であり、工夫が見られる。	13
現場の条件への対応	現場の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を的 確に踏まえており、対処方法に工夫が見られる。	6
施工計画の実施手順 の妥当性	工事の実施手順が適切であり、工夫が見られる。	14

(2) 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第137条第1項に規定する予定価格
の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。ただし、岡山県建設工
事入札に係る低入札価格調査実施要領に基づき、調査基準価格を下回る額の入札価
格で入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契
約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と
契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不
適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格
をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上とする。ただし、岡山県財務規則第133
条に該当すると認められる者については減免することがある。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は岡山県が確実と
認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律
（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもって
契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保
証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免
除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者として

いた場合には、落札の決定を取り消す。

ア この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した入札参加資格のない者のした入札

イ 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 技術資料等を提出しない者のした入札

エ この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した条件に違反した入札
オ 岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

(4) 手続における交渉の有無

(5) 契約書作成の要否

(6) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 申請書等及び技術資料等の提出された書類は、返却しない。

ウ 入札価格の内訳書の金額の合計（消費税及び地方消費税の額を除く。）と入札
書に記載された金額が一致しない場合は、当該入札者を失格とする。

エ 本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員のうちいずれかが、指名停止、指名除外若しくは営業停止命令を受けたとき、更生手続等開始の申立てがなされている者となったとき又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

8 Summary

(1) Name of the construction to be contracted:

Communication Infrastructure Maintenance and Renewal for the Okayama
Prefecture Advanced Disaster Prevention Information Network Development
Project

(2) Contract period:

From the contract start date through March 31, 2028

(3) Submission deadline for application forms and proof of qualifications :

4:00 P.M. 3 July, 2025

(4) Submission Deadline for Technical Documentation and Relevant Documents:
4:00 P.M. 1 August, 2025

(5) Tender form submission deadline:

Tenders submitted in person: between 9:00 A.M. and 4:00 P.M. 1 August, 2025

Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 31 July, 2025

(6) Date and time for unsealing of tenders:

4:30 P.M. 1 August, 2025

(7) Contact for inquiries relating to tender documentation:

Okayama Prefecture Crisis Management Division,

2—4—6 Uchisange, Kita—ku, Okayama—shi, Okayama—ken, 700—8570,

Japan

Tel: (086) 226-7293

〔二五〇〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。
令和七年六月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		生 産 事 業 者	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
美作―二二	有限会社ナガタ木材			
真庭市檜東一三〇六一		住 所	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	有限会社ナガタ木材住 所地に同じ

〔二五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年六月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市長船町牛 文地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、現地測 量及び路線測量）	測 量 の 種 類
令和七年五月十五日から同 年八月二十九日まで	測 量 期 間

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人難波徹が岡山県と令和七年四月九日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

令和七年六月三日

岡山県監査委員	荒島俊造
岡山県監査委員	渡辺知典
岡山県監査委員	浅間義正
岡山県監査委員	飛山美保

氏名	住所	期間
黒田直樹	倉敷市福島三七一番地八	令和七年六月三日から令和八年三月三十一日まで
大森浩二	岡山市北区出石町二丁目二番一八―一号	
服部紘児	岡山市北区鹿田町一丁目四番二―一号	
富岡真衣	倉敷市福田町古新田八九二番地四	
石井克典	岡山市東区西大寺上一丁目四番一―一号	

三・二 三・三	頁・行
行政運営	誤
行財政運営	正

〔二〇〕令和七年三月三十一日付け（号外）公布岡山県災害対策本部規程の一部改正
岡山県訓令
岡山県企業訓令
岡山県教育委員会訓令 第一号
岡山県警察訓令
に誤りがあつた。

〔一一〕 令和七年三月二十一日付け（号外）公布岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（岡山県条例第二号）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
四・一 七・一 一一・一 一九・一 二二・一	第一条関係	第二条関係
三四・一	第三条関係	第二条関係

〔一二〕 令和七年三月二十一日付け（号外）公布岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（岡山県条例第四号）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
二・一八	「左の」を「次の」に改め、「任命権者又はその委任を受けた者（以下「」及び「という。」を削り	「左の」を「次の」に、「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。」を「旅行命令権者」に改め
三・九	「最も」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第十条から第二十条までに規定する種目及び内容に基づき、最も」に、「より計算」を「よつて計算」に、	「、最も」を「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第十条から第二十条までに規定する種目及び内容に基づき、最も」に、「より計算」を「よつて計算」に改め、同条ただし書中

（一三）令和七年三月三十一日付け（号外）公布岡山県規則第三十一号（岡山県事務処理規則の一部を改正する規則）に誤りがあった。

頁・行	一・終わりから一二	
2から12まで		誤
正		
7から12までを一ずつ繰り下げ、同項6中「5」を「9」に改め、同6を同項7とし、同項中2から5まで		
頁・行	二・二	
誤		
7から31まで		
正		
7から9までを一ずつ繰り上げ、同項10中「6」を「8」に改め、同10を同項9とし、同項中11を10とし、12を11とし、同項13中「12」を「11」に改め、同13を同項12とし、同項中14から31まで		
頁・行	三・六	
誤		
・役付職員		
正		
役付職員		
頁・行	三・六	
誤		
・あらかじめ		
正		
あらかじめ		

頁・行		五・二
誤		
(2) 変更の届出の受理 (第29条第1項)		
正		
(2) 変更の届出の受理 (第29条第1項)		
頁・行	五・四	
誤		
(5) 変更の届出の受理 (第29条第1項)		
正		
(5) 変更の届出の受理 (第29条第1項)		

〔一四〕令和七年三月三十一日付け（号外）公布許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正（岡山県告示第百五十号）に誤りがあつた。

頁・行	三・終わりから三
誤	同項116
正	同項116とし、同項中123を117

〔一五〕令和七年三月二十一日付け公布岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則（岡山県規則第十八号）に誤りがあった。

七	一・後ろから	頁・行
	五条	誤
	六条	正

七・一四	頁・行
第八条	誤
第八号	正

〔二六〕令和七年一月三十一日付け公布岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（岡山県規則第四号）に誤りがあった。

〔二七〕令和七年一月三十一日付け（号外）公布岡山県財務規則の一部を改正する規則（岡山県規則第六号）に誤りがあった。

頁・行	六・終わりから二
誤	一
正	二